

令和2年6月定例会 警察危機管理防災委員会の概要

日時 令和2年6月29日(月) 開会 午前10時  
閉会 午後0時19分

場所 第7委員会室

出席委員 飯塚俊彦委員長  
萩原一寿副委員長  
逢沢圭一郎委員、小久保憲一委員、立石泰広委員、神尾高善委員、  
宮崎栄治郎委員、八子朋弘委員、岡重夫委員、辻浩司委員、村岡正嗣委員

欠席委員 なし

説明者 [警察本部関係]

野瀬清喜公安委員長、高木紳一郎警察本部長、山本淳総務部長、  
小柳津明警務部長、古田土等生活安全部長、作田隆志地域部長、  
岩元正一刑事部長、関口啓一交通部長、渋谷晃警備部長、平山毅財務局長、  
近藤勝彦監察官室長、小川英規刑事部参事官、川上博和組織犯罪対策局長、  
石井堅次警務課長、長嶋浩之生活安全部参事官、小笠原正男地域部参事官、  
結城弘運転免許本部長、高橋正広警備部参事官、相原浩哉警備部参事官、  
奥勝宏総務課長、利根田久雄会計課長、山崎保之厚生課長、  
榊原範人生活安全総務課長、村越俊文少年課長、新井智美保安課長、  
内藤淳一生活経済課長、川邊守サイバー犯罪対策課長、齋藤正土地域総務課長、  
石毛和浩通信指令課長、中川広康刑事総務課長、赤星誠組織犯罪対策課長、  
小倉悦男交通総務課長、市川弘明交通指導課長、市川光浩交通規制課長、  
熊谷嘉弘運転免許課長、高田志保公安第一課長、  
杉村周一オリンピック・パラリンピック対策課長、江田浩之危機管理課長

[危機管理防災部関係]

森尾博之危機管理防災部長、福田哲也危機管理防災部副部長、  
武澤安彦危機管理課長、武井裕之消防課長、山田勲災害対策課長  
鈴木郁夫化学保安課長、山口芳正危機管理課危機対策幹

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第97号	令和2年度埼玉県一般会計補正予算(第6号)のうち 警察本部関係及び危機管理防災部関係	原案可決

2 請願

なし

所管事務調査(危機管理防災部関係)

今後の避難所運営における市町村支援について

報告事項(危機管理防災部関係)

1 指定管理者に係る令和元年度事業報告及び令和2年度事業計画書について

## 2 令和2年度における指定管理者の選定について

**【付託議案に対する質疑（警察本部関係）】**

**逢澤委員**

- 1 新型コロナウイルス感染症対策用消耗品の要求数の考え方について伺いたい。また、これらは39か所の警察署にどのように配布されるのか。
- 2 感染防護キットについては変死事案への対応として説明されているが、変死事案以外ではどのような事案で使用されるのか。

**会計課長**

- 1 消耗品のうち、ゴーグル及びパルスオキシメーター以外の4品目については、直近の使用実績を基に7月から12月までの6か月分に加えて、これまでに使用した備蓄補充分について要求している。ゴーグルは、主に使用する地域警察官の1当務当たりの職員数を基に要求している。パルスオキシメーターは、被留置者の体調管理に使用するものであるが、留置施設に各2台ずつを要求している。  
配分の関係であるが、ゴーグル及びパルスオキシメーターについては、先ほどの説明のとおり、各警察署等に必要数を配分する予定である。なお、それ以外の消耗品については、各警察署におけるそれぞれの消耗品の使用状況や在庫状況に応じて、不足が生じないよう配分する。

**危機管理課長**

- 2 変死事案以外での使用については、泥酔者・精神錯乱者の保護、あるいは体調不良者の診療護送、その他各種捜査等の警察活動において感染リスクが高いと思われる事案を想定している。

**逢澤委員**

感染防護キットについて、いろいろなことを実施するため、かなりの量を使用すると思うが、今回の要求数で足りるのか。

**会計課長**

感染防護キットについては、変死事案以外での使用も含めた上で今後の使用量を見込んでいる。万が一、今後の使用量が想定を超えたとしても、備蓄分を活用することにより不足は生じないものと考えている。

**辻委員**

- 1 これまで行われてきた留置施設における新型コロナウイルス感染症対策はどのような内容か。
- 2 これまで新型コロナウイルス感染者が留置施設から発生したことはあるのか。また、感染者が発生した場合の対策についてはどうか。

**総務部長**

- 1 留置管理業務に従事する職員については、毎就勤時に検温し、マスク・手袋の着用、手洗い、アルコール消毒を励行している。また、状況に応じてゴーグルや防護服を着用することとしている。被留置者については、護送等で施設外への出入りがある場合や被

留置者の新規入場時が特に感染リスクが高いと考えられている。護送等で出場する際はマスク等を着用させ、入場の際は手洗い又はアルコール消毒をさせている。さらに、施設内は常時換気をし、こまめに消毒もしている。

また、被留置者を新規留置する際は、検温及び体調不良の聴取や直近の行動確認を行い、新型コロナウイルス感染の蓋然性を確認している。その上で、被留置者に発熱が認められないなど、感染の可能性が低い場合は、新規留置から2週間程度、原則として単独収容することとしているが、それが困難な場合はマスク等を着用させ、できる限り会話を控えさせるようにしている。他方、発熱等により感染が疑われる場合は、留置前に医療機関を受診させ、PCR検査が不要と判断された場合であっても単独で留置している。また、PCR検査を受けた場合は、あらかじめ指定された本部留置施設内の完全に隔離された部屋に単独で留置し、体調管理を徹底することとしている。

2 県内において、被留置者が感染した事例はない。発生した場合は、すぐに受診をさせ医師の指示に従い対応することとしている。

### 辻委員

留置施設は福祉施設と違い、定員や1人当たりの面積基準があるわけではないと思うが、密を避けるため、1か所の留置施設に人数が集中しないような対応は行っているのか。

### 総務部長

留置施設が密にならないよう分散をして、平準的に留置するように工夫をしている。ただし、委員御指摘のとおり、収容数は限られているため、全ての留置者を単独留置とすることはできないが、1か所の留置施設に集中しないよう配慮している。

### 岡委員

- 1 先ほどの総務部長の答弁で、現場の警察官の感染防止対策を重視するとの説明があったが、特に、地域の夜間パトロールしている警察官や当直の警察官はどのような感染防止対策を行っているのか。
- 2 また、今回補正予算で購入する消耗品で、具体的にどのような感染防止対策が行われるのか。

### 地域総務課長

- 1 現場で活動する地域警察官については、110番等による現場臨場、交通違反の取締り、職務質問という現場での活動や、交番・駐在所における遺失物・拾得物の届出、地理教示等を行っているが、それらの活動をする際には、マスクの着用、石けんによる丁寧な手洗い、及びアルコール消毒液による手指消毒を実施している。また、交番・駐在所においては、勤務員と来訪者の方々の間を透明のビニールシートで仕切り、飛沫対策を講じているとともに、パトカーの車内はこまめに換気をし、ハンドル、シートベルト、取手を消毒して感染防止対策を徹底している。

### 岡委員

所轄署の当直の方々についてはどうか。

### 警務課長

- 1 警察署の当直においても同様の措置をとっている。特に資機材を活用してタイベック

スーツやアルコール消毒液、ゴーグルなどを使用して対応に当たるようにしている。事前に新型コロナウイルスの感染を疑うような事案が発生した場合には、感染防護キットを着装するなどして防護に努めている。

### 神尾委員

特に外国人が多い川口市管内でも今回新型コロナウイルスの感染が多く見られる。外国人に対する所轄の感染の予防対策はどのようにしているのか。

### 総務課長

委員御指摘のとおり、川口警察署における外国人の方による事件の届出や相談件数は他の警察署より多いと認識をしている。県警察では、外国人の来訪者の利便性を図るため、各警察署の案内版に、英語を併記しているほか、様々な場面のイラストを記載した外国人用の「コミュニケーション支援ボード」を備え付けて窓口業務に活用している。その上で、「コミュニケーション支援ボード」では対応できない場合については、電話で警察本部の捜査支援・通訳センターの通訳人に要請をし、通訳を介して外国人に対応している。今後とも、あらゆる場面での感染症対策を含め、外国人の来訪者の利便性に配慮しながら適切に窓口で対応していく。

### 神尾委員

通訳センターを介してということだが、やはり外国人が多い地域の警察署については、国際化が大事であると思っている。外国人も埼玉県に住んでいる県民と同じであるから、日本人と同様の対応をしてほしいと思うが、考え方を伺いたい。

### 総務課長

県警察の窓口業務において、外国人の方も含め適切な対応を行うため、毎年1回、日々の窓口業務に関する職員の対応、施設環境の総点検を行いながら必要な改善を行っている。その上で、現時点では外国人向けの特別な窓口の必要性は無いものと認識しているが、他方で委員御指摘のとおり、更なる窓口業務の需要増加も十分考えられることから、感染症対策含め、状況の変化に応じて必要性について検討しつつ、しっかり対応していきたい。

---

## 【付託議案に対する質疑（危機管理防災部関係）】

### 逢澤委員

段ボールベッドについて、今回120台備蓄するとのことであるが、これまでどうして備蓄しなかったのか。また、今回なぜ備蓄することとしたのか。

### 災害対策課長

段ボールベッドの備蓄については、段ボール製ということで、湿気に弱く、かさ張るという問題があり、これまで備蓄という形をとっていなかった。加えて、平成28年に東日本段ボール工業組合と協定を締結し、発注から3日程度で納入が可能となり、備蓄ではなく調達という考え方であった。今回、避難所の新型コロナウイルス感染症防止対策として発熱等の症状がある方の専用スペースを確保しているが、通常の方よりも一層の感染防止対策が必要になる。そうしたことから、床のほこりを吸引しにくくする段ボールベッドが非常に有効で、発災直後から必要になると考えられ、県としても速やかに市町村に提供できるよう備蓄することとした。

## 逢澤委員

東日本段ボール工業組合から調達できるとのことだが、いざ災害が起きた時に、どのくらいの数量を確保できるのか。

## 災害対策課長

具体的な数量について相談したことはないが、当組合には50社が加盟しており、うち県内企業は8社である。段ボールの規格はある程度統一されているため、大量生産が可能という話は聞いている。

---

### 【付託議案に対する討論】

なし

---

### 【所管事務に関する質問（今後の避難所運営における市町村支援について）】

#### 逢澤委員

- 1 先ほど説明にもあったが、本年5月に危機管理防災部が「避難所の運営に関する指針（新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン）」を策定し、市町村に配布した。この指針によると、市町村の事前準備として、避難者が密着しないよう十分なスペースを確保するため、これまでの指定避難所以外に、できる限り多くの臨時避難所の確保が求められている。自然災害の多い時期を目前に、想定される避難者数を収容できるだけの臨時避難所の確保ができて市町村の割合はどれくらいか。
- 2 臨時避難所の確保が難しい市町村に対して、県はどのように支援するのか。
- 3 避難所数を増やすことで避難所の運營業務に従事する職員も増員しなければならないが、もともと職員数が少ない市町村では人員の確保が難しいと考える。県の市町村支援には、人的支援も含まれているのか。
- 4 緊急時に避難所は迅速かつ着実に設置されなければならない。市町村の避難所運営委員会の設置状況と、設置促進に向けた県の支援について伺う。

#### 災害対策課長

- 1 多くの市町村で指定避難所以外に臨時避難所として集会所、公民館や民間のホテル等を臨時避難所としている。また、車中泊避難を想定して駐車場を確保するなどの対応をとっていると聞いている。現在、その対応について定まっていない、検討中であるという団体は8団体あり、そちらを除いた55市町村、率で言うと87パーセントは、基本的には想定される避難者数を収容できる臨時避難所の確保の目途が立っているものと考えている。
- 2 まず、県有施設については、県立高校のほか県立大学、県民活動総合センターなどが、既に指定避難所として指定されている。このほかの施設についても、市町村が災害時の利用を希望する場合には、積極的に協力するよう庁内の関係部局に依頼している。また、避難所運営に関するガイドラインでは、地域の実情に応じて、臨時避難所としてホテル等の活用も示していることから、現在、埼玉県ホテル旅館生活衛生同業組合と災害時応援協定の締結について協議を進めている。応援協定を早急に整え、市町村を支援していきたい。
- 3 現在のような状況の中で、多くの避難所を開設するなど感染防止対策がよりきめ細かく必要になってくることから、委員御指摘のとおり、職員が不足する市町村が出てくる

おそれがある。こうした事態に備え、県と比較的被害の小さい市町村の職員がチームを組んで被災市町村に職員を派遣し応援する仕組み、「彩の国災害派遣チーム」を用意している。昨年、東日本台風の際には、県と14の市町村の職員延べ138人が被災市町村の避難所運営を支援した。

また、県内の支援だけでは足りない場合は、全国規模で被災市町村の人的支援を行う「被災市区町村応援職員確保システム」という仕組みがあるため、こうした仕組みも積極的に活用し被災市町村を支援していきたい。

- 4 避難所運営を円滑に行うためには避難者による避難所運営委員会を設置するということが求められている。県のガイドライン「避難所の運営に関する指針」では、避難所運営委員会を設置することを求めており、多くの市町村の避難所運営マニュアルにも定めている。避難所運営委員会の設置については、さいたま市のように班や役員などについて平時から定めている市町村もあれば、避難所設置後に委員会を立ち上げる市町村もある。いざ災害が発生してからでは、避難所運営委員会が有効に機能するかという不安な面もある。今後は、避難所運営委員会の設置状況について全県調査を実施し、有効な取組事例があれば、市町村に情報提供するなどして、平時からの取組を後押ししていく。

### 逢澤委員

- 1 臨時避難所について現在検討中である8団体から支援を求められた際に、県ではどのような支援ができるのか。
- 2 県有施設で指定避難所になっているところも多いと思うが、指定避難所になっていない県有施設はどれくらいあるのか。
- 3 避難所運営委員会について、災害が起きてから立ち上げて遅いと思う。有事に備えるということが大事である。また、感染症対策が加わった今、改めて防災意識の向上を県民に訴えていくことが大事である。今後、市町村と避難所運営委員会の設置についてどのように進めていくか。

### 災害対策課長

- 1 現在検討中の8団体の中には、臨時避難所とする施設の管理者と調整中であり、まだ了解を得られていないため、検討中となっている団体がある。その他、検討中の団体とは個別に相談しながら対応していきたい。
- 2 指定避難所となっていない県有施設については資料を持ち合わせていないが、市町村とやり取りする中では、例えば農林公園や消防学校を検討したいという意見があり、個別に調整している。
- 3 平時からの取組が重要であり、避難所運営訓練に避難所運営ゲームというものがあるが、事前に避難所運営委員会の役員や班の役割が決まっていた方が実のある訓練になる。避難所を運営する市町村職員の負担軽減にもつながることから、市町村と話しをしながら進めていきたい。

### 神尾委員

ここ数日間、埼玉県でも新型コロナウイルス感染症の陽性者数が多く出ている。目安として週70人を超えると、ナイトクラブやカラオケ等への外出自粛等の再要請を検討するとなっているが、新規陽性者数は把握しているのか。

### **危機管理課長**

昨日現在、直近7日間で71人である。

### **神尾委員**

そうであるならば、70人を超えているのでナイトクラブやカラオケ等への外出自粛等再要請となるが、見直しをするのか。

### **危機管理課長**

ナイトクラブ等は最後まで自粛要請が残っていたが、業界団体が国と協議し、ガイドラインを作成し、また、社交業の同業者組合からは、彩の国「新しい生活様式」安心宣言が出されている。そのような状況も踏まえ、また営業形態も様々であるため、専門家の意見を聴いて対応していく。

### **神尾委員**

見直しをする方向なのか確認したい。

### **危機管理課長**

再要請の検討の目安は、あくまでも専門家に意見を聴く目安であり、直ちに自粛の再要請を行うものではない。